



# 鳥取県公報

平成14年 3月12日(火)  
第 7 3 6 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	字の区域の変更 (124) (市町村振興課) ..... 1	1
	土地改良区の清算人の就任 (125) (耕地課) ..... 5	5
	県営土地改良事業計画の変更 (126) (＃) ..... 5	5
	土地改良法による換地処分 (127) (＃) ..... 6	6
	国土調査の成果の認証 (128) (＃) ..... 6	6
	公共測量の実施 (129) (管理課) ..... 7	7
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (130・131) (都市計画課) ..... 7	7
選管告示	選挙管理委員会の招集 (32) ..... 7	7
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) ..... 8	8
調達公告	落札者の決定 (3件) (教育委員会事務局高等学校課) ..... 9	9

## 告 示

### 鳥取県告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営ほ場整備事業庄内地区（第2工区）の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する 字の名称	同左の区域（平成13年 2月 1日現在の地番による。）
大字押平字下中 屋敷	大字押平字下中屋敷のうち230の一部、233の5の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに235の5と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字茶畑字六反田147の一部、149の一部、152の一部、153の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字茶畑字塚田154の1、154の2、155、156、158の一部、163の一部、164の1の一部、166の3の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字押平字五反部	大字押平字五反部のうち642の3、647の1、648の3、648の9、648の10及びこれらと一体をなす国有地並びに640の1、640の10と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字押平字左槌	大字押平字五反部648の3の一部、648の9の一部、648の10及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字左槌のうち662の一部、662の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字押平字末美津663の3の一部 大字押平字佛田708の一部、709から711まで、712の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字尼御前727の一部、730の一部、730の1の一部、731の一部、732、732の1、732の2、733、733の2、734及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字大垣736の4、743の2、744の2及びこれらと一体をなす国有地並びに736の1と一体をなす国有地の一部
大字押平字末美津	大字押平字五反部642の3、647の1、648の3の一部、648の9の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに640の1、640の10と一体をなす国有地の一部 大字押平字左槌662の一部、662の2の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字末美津のうち663の3の一部、670の一部、671の一部、671の2の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字押平字佛田672の1の一部、672の2の一部、674の一部、706の3の一部、706の4、706の5の一部、706の6の一部、707、708の一部、712の1の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字押平字佛田	大字押平字佛田のうち672の1の一部、672の2、674の一部、678の一部、706の3の一部、706の4、706の5の一部、706の6、707から711まで、712の1及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字茶畑山道281の一部、282の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字押平字尼御前	大字押平字佛田706の5の一部、706の6の一部、712の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字押平字尼御前のうち727の一部、730の一部、730の1の一部、731の一部、732、732の1、732の2、733、733の2、734及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字押平字大垣744の1と一体をなす国有地の一部 大字押平字原屋敷747の1、750の1、750の3、751、752、756と一体をなす国有地の一部
大字押平字大垣	大字押平字大垣のうち736の4、743の2、744の2及びこれらと一体をなす国有地並びに736の1、744の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字押平字原屋敷	大字押平字原屋敷のうち747の1、750の1、750の3、751、752、756と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字押平字高畦	大字押平字高畦のうち762の1の一部、762の4の一部、766の5の一部、767の1の一部、767の2の一部、768、770の1から770の3まで、771、772の一部、773の1の一部、774及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに761の3と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字押平字下谷田775の一部
大字押平字下谷田	大字押平字高畦762の1の一部、762の4の一部、773の1の一部、774の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに761の3と一体をなす国有地の一部 大字押平字下谷田のうち775の一部、778の一部、780の4の一部、781の一部、782の一部、784、784の2、785、786の一部、786の1の一部、786の2の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字押平字中谷田787、787の2と一体をなす国有地の一部 大字押平字小坂平ル818の2の一部

	<p>大字押平字笹尾山894の5の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字古御堂字懸田529の一部、530の一部、531、532から534までの一部、539の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字押平字中谷田	<p>大字押平字下谷田780の4の一部、781の一部、782の一部、784、784の2、785、786の一部、786の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字押平字中谷田のうち787、787の2と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字押平字小坂平ル815の3、815の4、818の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字山道302の1、302の2、302の5、303、304と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字茶畑字片吹365の1と一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字谷田708の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
大字押平字小坂平ル	<p>大字押平字小坂平ルのうち815の3、815の4、818の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字押平字笹尾山	<p>大字押平字笹尾山のうち891の3、893、894の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字古御堂字文珠領屋敷	<p>大字古御堂字文珠領屋敷のうち388の一部、389の2及びこれらと一体をなす国有地並びに389の3と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字古御堂字前場	<p>大字古御堂字前場のうち515の1、515の2、516の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字古御堂字懸田	<p>大字古御堂字文珠領屋敷388の一部、389の2及びこれらと一体をなす国有地並びに389の3と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字古御堂字前場515の1、515の2、516の1及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古御堂字懸田のうち529の一部、530の一部、531、532から534までの一部、539の一部、547の一部、548の1の一部、549の1の一部、550から552まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字古御堂字上前場668の2及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字押平字高畦766の5の一部、767の1の一部、767の2の一部、768、770の1から770の3まで、772の一部、773の1の一部、774の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字押平字下谷田778の一部、786の一部、786の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字押平字笹尾山891の3、893、894の5の一部</p>
大字古御堂字前澤	<p>大字古御堂字懸田547の一部、548の1の一部、549の1の一部、550から552まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古御堂字前澤の全域</p>
大字古御堂字上前場	<p>大字古御堂字上前場のうち668の2及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字茶畑字六反田	<p>大字茶畑字六反田のうち138の1、147の一部、149の一部、152の一部、153の1の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字茶畑字塚田157の一部、158の一部、168の2の一部、169の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字啓造336の1、337、338の1及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字片吹357、358の一部、359及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字茶畑字塚田	<p>大字茶畑字六反田147の一部、149の一部</p> <p>大字茶畑字塚田のうち154の1、154の2、155、156、157の一部、158の一部、163の一部、164の1の一部、166の3の一部、168の2の一部、169の1の一部、172の3、174の1、176</p>

	<p>の1、177の1から177の3まで、178の1、179、180及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字押平字下中屋敷230の一部、233の5の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに235の5と一体をなす国有地の一部</p>
大字茶畑字上ノ垣	<p>大字茶畑字上ノ垣のうち181の3、204の3、204の4、204の6、204の7、206、207の1、207の5、207の9、211の2、211の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字茶畑字大久保田	<p>大字茶畑字塚田172の3、174の1の一部、177の1から177の3までの一部、178の1、179、180及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字上ノ垣181の3、204の3、204の4、204の6、204の7、206、207の1、207の5、207の9、211の2、211の5及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字大久保田のうち217の一部、218の1、218の2、220から222まで、223の1、223の2、226、227、230の2の一部、231の1、232の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字茶畑字道垣237の1、243の1及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字東道垣263の1の一部、263の2の一部、268の1、268の2、269、270の一部、271の一部、272の1の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字茶畑字道垣	<p>大字茶畑字道垣のうち237の1、243の1、250の1、250の4、251の1、251の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字茶畑字東道垣	<p>大字茶畑字道垣250の1、250の4、251の1、251の5及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字東道垣のうち258の一部、259の一部、263の1の一部、263の2の一部、268の1、268の2、269、270の一部、271の一部、272の1の一部、272の2から272の5まで、274及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字押平字五反部640の10と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字押平字末美津670の一部、671の一部、671の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字押平字佛田672の1の一部、672の2の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字茶畑字山道	<p>大字茶畑字大久保田231の1の一部、232の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字東道垣258の一部、259の一部、272の1の一部、272の2から272の5まで、274及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字山道のうち281の一部、282の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字茶畑字啓造318の1の一部、318の2、319の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字押平字佛田672の1の一部、678の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字茶畑字啓造	<p>大字茶畑字六反田138の1及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字塚田174の1の一部、176の1、177の1から177の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字大久保田217の一部、218の1、218の2、220から222まで、223の1、223の2、226、227、230の2の一部、231の1の一部、232の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字茶畑字啓造のうち318の1の一部、318の2、319の一部、336の1、337、338の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字茶畑字片吹348の1、350の3、352から355まで、356の1、356の2、361の1、361の2及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字茶畑字片吹	<p>大字茶畑字片吹のうち348の1、350の3、352から355まで、356の1、356の2、357、358の一部、359、361の1、361の2、365の2、371の6及びこれらと一体をなす国有地並びに365</p>

	の1と一体をなす国有地以外の区域 大字茶畑字屋敷384、385、385の2、387、389の2及びこれらと一体をなす国有地
大字茶畑字屋敷	大字茶畑字屋敷のうち384、385、385の2、387、389の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字茶畑字王子畑	大字茶畑字王子畑のうち415の4以外の区域
大字茶畑字下谷田	大字茶畑字王子畑415の4 大字茶畑字下谷田のうち697の2の一部、700の一部、701の1の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字茶畑字谷田	大字茶畑字片吹365の2、371の6 大字茶畑字下谷田697の2の一部、700の一部、701の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字茶畑字谷田のうち708の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

**鳥取県告示第125号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北村弓河内土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 就任した清算人の氏名及び住所

森 田 史 郎 八頭郡河原町大字北村338  
 森 田 利 男 八頭郡河原町大字北村68  
 竹 内 輝 男 八頭郡河原町大字弓河内146 - 1  
 谷 口 健太郎 八頭郡河原町大字北村85  
 中 英 樹 八頭郡河原町大字北村190  
 森 田 豊 八頭郡河原町大字北村208  
 北 村 隆 徳 八頭郡河原町大字北村203  
 上 田 稔 八頭郡河原町大字北村201  
 山 口 幸 雄 八頭郡河原町大字北村248  
 山 口 壽 長 八頭郡河原町大字北村730 - 1  
 竹 内 達 雄 八頭郡河原町大字弓河内308  
 露 木 博 文 八頭郡河原町大字弓河内147  
 露 木 長市郎 八頭郡河原町大字弓河内252  
 竹 内 俊 英 八頭郡河原町大字弓河内246  
 窪 田 清 志 八頭郡河原町大字弓河内319

平成14年 2月 6日就任 任期 清算終了まで

**鳥取県告示第126号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大倉地区農業用排水、農道整備、区画整理及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成14年 3月13日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第127号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第128号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成12年度及び平成13年度	鳥取市（津ノ井、桂木、生山及び祢宜谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市津ノ井、桂木、生山及び祢宜谷の各一部	平成14年 3月12日
倉 吉 市	平成9年度から平成12年度まで	倉吉市（上大立の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市上大立の一部	〃
郡 家 町	平成9年度から平成13年度	郡家町（大字万代寺の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡郡家町大字万代寺の一部	〃
東 郷 町	平成12年度及び平成13年度	東郷町（大字引地、大字小鹿谷及び大字田畑の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東郷町大字引地、大字小鹿谷及び大字田畑の各一部	〃
関 金 町	平成12年度及び平成13年度	関金町（大字大鳥居及び大字松河原の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字大鳥居及び大字松河原の各一部	〃
赤 碓 町	平成11年度及び平成12年度	赤碓町（大字尾張の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡赤碓町大字尾張の一部	〃

**鳥取県告示第129号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（淀江町下水道平面図作成）
- 2 作業期間 平成14年 2月18日から同年 3月28日まで
- 3 作業地域 淀江町大字平岡、大字福井、大字福頼、大字西尾原、大字本宮、大字富繁、大字中西尾、大字高井谷、大字稲吉及び大字福岡地内

**鳥取県告示第130号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画地区計画 津ノ井・桂木地区地区計画
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第131号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路 3・4・22号江津1号線
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

---

**選挙管理委員会告示**

---

**鳥取県選挙管理委員会告示第32号**

平成14年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年3月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成14年3月22日(金) 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 平成14年度明るい選挙推進運動について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年3月12日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

### 1 講習の種別及び受講対象者

#### (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

#### (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

### 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成14年4月25日 午前10時から 午後4時まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成14年4月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成14年4月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

### 3 講習時間及び講習科目

#### (1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 液晶プロジェクター 42台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年2月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社モリックスジャパン  
鳥取市商栄町203-6
- 5 落 札 金 額 月額1,001,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年1月18日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立鳥取西高等学校  
及び所在地 鳥取市東町二丁目112

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 液晶プロジェクター 46台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年 2月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社福井事務機  
米子市旗ヶ崎2021 - 7
- 5 落札金額 月額1,100,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成14年 1月18日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立米子東高等学校  
及び所在地 米子市勝田町 1

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 3月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 液晶プロジェクター 36台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成14年 2月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケイズ  
米子市両三柳2864 - 16
- 5 落札金額 月額863,100円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 平成14年 1月18日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立米子西高等学校  
及び所在地 米子市大谷町200